

住民票等交付請求書（郵送専用）

（あて先）諫早市長

令和 2年 5月 10日

必要な証明書	長崎県諫早市 東小路町 番地 7 番 1号	世帯主 氏名 諫早 太郎
	<input checked="" type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 除票 <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書	<input type="checkbox"/> 世帯全員分（同一世帯全員）を （ ）通 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯の一部 （ 花子 ）の分を （ 2 ）通

以上申請しますので、郵送願います。

請求者	住所 〒854-8601 諫早市東小路町7-1 いさはやアパート501号	昼間の連絡先 ※必ず記入してください 090-1234-5678
	氏名 諫早 花子 生年月日 明・大・昭 平・令・西暦 30年 1月 1日	世帯主との関係 子 請求理由（使用目的・必要な内容・提出先など） ・登記の申請のために〇〇法務局へ提出 （前住所：旭町の履歴が必要）

< 郵送請求時に必要な書類 >

 請求書 返送用封筒（切手を貼付したもの） 手数料分の定額小為替 ※1通300円です 本人確認書類の写し（運転免許証、旅券、マイナンバーカード等。これらをお持ちでない場合は保険証と年金手帳など複数枚書類。）

-----きりとり-----きりとり-----

住民票等交付請求書（郵送専用）

（あて先）諫早市長

令和 年 月 日

必要な証明書	長崎県諫早市 番地 番 号	世帯主 氏名
	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 除票 <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書	<input type="checkbox"/> 世帯全員分（同一世帯全員）を （ ）通 <input type="checkbox"/> 世帯の一部 （ ）の分を （ ）通

以上申請しますので、郵送願います。

請求者	住所 〒	昼間の連絡先 ※必ず記入してください
	氏名 生年月日 明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	世帯主との関係 請求理由（使用目的、必要な内容、提出先など）

※同一世帯員以外の者（第三者）からの請求の場合には、正当な請求理由・疎明資料・委任状等が必要になりますので、事前にお問い合わせください。

郵送による住民票等の請求について

窓口に来庁できない場合、住民票の写しを郵送で請求することができます。住民票の写し等交付請求書（郵送専用）にご記入いただき、「切手を貼った返信用封筒・手数料分の定額小為替・本人確認ができる書類の写し」を同封して市民窓口課宛へ送付してください。

返送先は原則住所地ですが、返送先を住所地以外にされる場合は、その理由と返送先との関係を確認できる資料（職場へ返送の場合は社員証等）を添付してください。

同一世帯でない法定代理人の申請は資格証明書を添付してください。

◆ 請求に必要なもの

- **住民票の写し等交付請求書（郵送専用）**
下記の請求書を印刷し、必要事項を記入してください。
- **返信用封筒**
宛名を記入し、切手を貼ったもの。速達をご希望の方は、速達料金を加えた切手を貼り、「速達」と朱書きしてください。
- **本人を確認できる書類の写し**
請求者が本人であることを確認できる官公署発行の写真付身分証明書（運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等）健康保険証の写し（保険者番号及び記号・番号が見えないように消したもの）住所が確認できるものを同封してください。
- **手数料分の定額小為替**
住民票一通の手数料は300円です。手数料分の定額小為替（郵便局にて購入）を同封してください。
- ※ **同一世帯でない法定代理人からの請求は資格証明書を添付してください。**
資格証明書とは・・・
 - ・後見人の場合は登記事項証明書
 - ・親権者の場合は戸籍謄本（本籍が諫早市の場合は不要）

◆ 送付先・お問合せ先

<送付先> 〒 854-8601
長崎県諫早市東小路町7番1号
諫早市役所 市民窓口課

<お問合せ先>
0957-22-1500（内線 3113、3114）
開庁時間 平日8:30~18:00